

障害者虐待防止に向けた国の施策と 動向及び富山県の現状について

富山県厚生部障害福祉課

本日の説明内容

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待防止に向けた国の施策と動向
- 3 障害者虐待の状況

1 障害者虐待防止法の概要

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要①

①目的(第1条)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

②施行日

平成24年10月1日

③定義(第2条)

- (1)「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2)「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要②

④虐待防止施策(第5条～)

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームは次のとおり

<p>養護者による虐待</p>	<p>【市町村の責務】 相談等、居室確保、連携確保</p>	<pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B --- C["①事実確認 ②措置(一時保護、後見審判請求)"] </pre>		
<p>障害者福祉施設従事者等による虐待</p>	<p>【設置者等の責務】 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p>	<pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] B -- 報告 --> C[都道府県] C --- D["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>		
<p>使用者による虐待</p>	<p>【事業主の責務】 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置の実施</p>	<pre> graph LR A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村] A -- 通報 --> C[都道府県] B -- 通知 --> C C -- 報告 --> D[労働局] D --- E["①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表"] </pre>		

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

⑤その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑥法の適用範囲

◇家庭の障害児	→	児童虐待防止法
◇家庭の障害者	→	障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法
◇施設入所等障害者		
・ 障害者施設等	→	障害者虐待防止法
・ 児童養護施設等	→	児童福祉法
・ 養介護施設等	→	高齢者虐待防止法

障害者・障害者虐待の定義

障害者の定義(法第2条第1項)

「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。(障害者基本法第2条第1項)

※社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。(同条第2項)

⇒手帳の有無は問わない

障害者虐待の定義(法第2条第2項)

- 1 養護者による虐待
どこまでがしつけで、どこからが虐待か
周囲も見逃しやすいという構造
- 2 施設従事者等による虐待
世話をしているからという感情、慣れ
- 3 使用者による虐待
障害者への理解不足
どこまでが育成・指導か

養護者とは

⇒食事・介助などの身の回りの世話をしたり、障害者の金銭管理をするなど、障害者の生活に必要な行為を提供したりサポートしたりする者
* 親族等に限らない
* 日常生活のすべてをともにする、同居する必要はない

障害者虐待の類型

類 型	内 容
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるそののある暴行を加え、又は正当な理由なく 障害者の身体を拘束 すること
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は 不当な差別的言動 その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の同居人・障害者・労働者等による 虐待行為の放置 等養護を著しく怠ること
経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること

障害者虐待の定義

①身体的虐待(2条6項、7項、8項)

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

<具体例>

- ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・つねる ・無理やり食べ物を口の中に入れる
- ・やけどや痣のできる暴行等々
- ・**身体拘束**

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(48条)

「利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」

「やむを得ず身体拘束等を行う場合、①態様及び時間、②その際の利用者の心身の状況、③**緊急やむを得ない理由**、その他必要な事項を**記録**しなければならない」

<具体例>

1. 車いすやベッドに縛り付ける
2. 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に投与する
3. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
4. 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

1. **切迫性**
本人又は利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い
2. **非代替性**
身体拘束等以外のすべての支援方法の可能性が存在しないことを複数で確認
3. **一時性**
本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間であること

障害者虐待の定義

②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること、または障害者をしてわいせつな行為をさせること

＜具体例＞

性交、性器へのキス、性的行為の強要、裸にする、裸の写真を撮る、キスする、わいせつな言葉や会話、わいせつな映像を見せる

* 本人(障害者)が、表面上同意しているように見えても、本心からの同意かどうか慎重な判断を要する

* 身体障害の場合であっても、心理的に抵抗できないことがあることに注意

③心理的虐待

障害者に対する**著しい**暴言または**著しく**拒絶的な対応その他の障害者に著しい心的外傷を与える言動

＜具体例＞

馬鹿、アホなどの侮辱する言葉、怒鳴る、罵る、子ども扱い、意図的な無視、仲間外れにする、人格を貶めるような扱いをする、罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」と脅す等

「著しい」→あまり考慮する必要はない
・「脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること」に該当すれば、すべて虐待である
・セクシュアルハラスメントの判断においても、加害側の解釈・見解によるのではなく、被害側の受け止めの問題とされている

障害者虐待の定義

④放棄・放置

- 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
⇒食事、排泄、洗濯、入浴等の身の世話や介助をしない、必要な医療・福祉サービスを受けさせないこと等によって、障害者の身体・健康状態を悪化させる等、養護を著しく怠ること
- 養護者以外の同居人、施設の他の利用者、他の労働者による身体的、性的、心理的虐待の放置等養護すべき義務を怠る
⇒見て見ぬふりも虐待となりうる

<具体例>

1. 食事や水分を十分に与えない
2. あまり入浴させない
3. 汚れた服を着させる
4. 排泄の介助をしない
5. 爪や髪の毛が伸び放題
6. 病院、学校に行かせない
7. 障害福祉サービス等を受けさせない

セルフネグレクト

- 障害者本人が、食事を拒否したり、部屋に閉じこもって出て来ない
- 障害者本人が医療や福祉サービスを拒否
- ゴミ屋敷、ネコ屋敷・劣悪な衛生・居住環境

⇒本人の意思に基づいているように見える場合であっても、障害者本人の生活環境、身体的・精神的な状態を悪化させるのであれば、養護者等の虐待となることもある

障害者虐待の定義

⑤経済的虐待

障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること(障害者の親族を含む)

＜具体例＞

1. 年金や賃金を渡さない
2. 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
3. お金を渡さない、使わせない
4. 本人の同意なしに財産を施設等に寄付する

R元年度の県内の使用者による虐待(11件)のうち、4件が最低賃金の減額特例制度の違反事例
例)許可申請を行っていなかったなど

(参考)精神・身体障害による最低賃金の減額特例制度(最低賃金法第7条)

○精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い方などについては、一般労働者に適用される最低賃金をそのまま適用することとすると、かえって雇用の機会が失われるおそれがある。このため、本制度は、最低賃金法第7条に基づき、都道府県労働局長の許可により、労働能力その他の事情を考慮して定める率(減額率)を最低賃金額に乗じて得た額を減額の上、最低賃金法を適法する制度。

○減額の特例許可の対象となる労働者(減額対象労働者)の範囲

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ②試の使用期間中の者
- ③基礎的な技能および知識を習得させるための職業訓練を受ける者
- ④軽易な業務に従事する者
- ⑤断続的労働に従事する者

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の種類	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ、準強制性交等罪
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

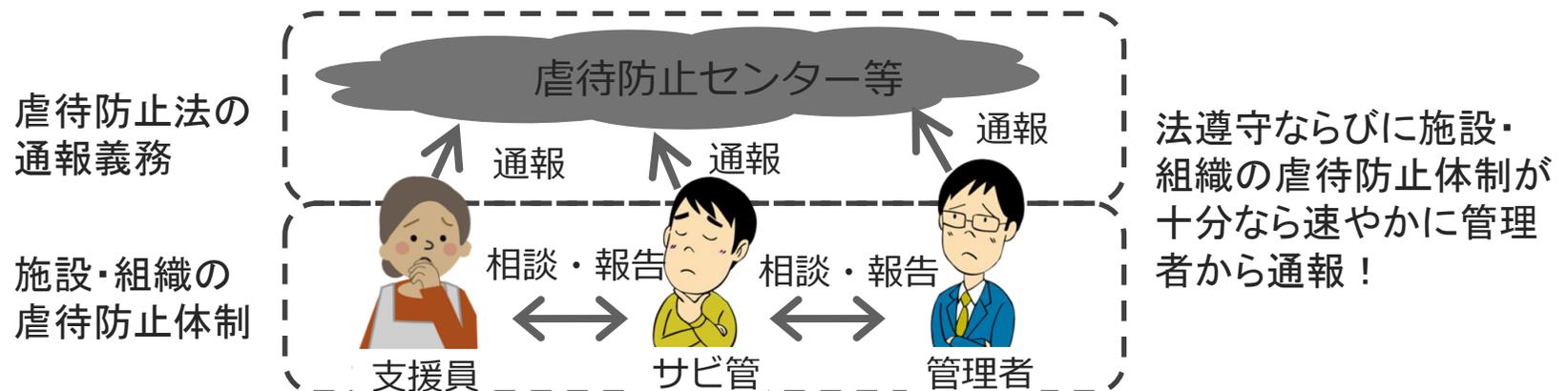
障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の可否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。(なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です)。

早期発見義務(法第6条)

一 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

二 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

三 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。



通報義務(法第7条、16条、22条)

1 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(第七条第一項)

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(第十六条第一項)

※障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。(同条第四項)

3 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。(第二十二条第一項)

※労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
(同条第四項)

通報を受けて行う市町村の措置

- ・ 虐待を受けた障害者の安全確認
- ・ 事実確認
- ・ 対応協議
- ・ 一時保護(入所措置)
- ・ 後見開始等の審判の請求
- ・ 立入調査
- ・ 立入調査の際の警察への援助要請
- ・ 面会の制限

起きている「事実」に着目

- * 障害者本人の虐待されているという、「自覚」は、問わない
- * 養護者、従事者、使用者の虐待しているという、「自覚」は、問わない

⇒どれだけ、一生懸命世話をしている家族でも
どれだけ、評判のよい事業所でも

起きている事実に着目し、判断は、組織で行う(虐待の有無、緊急性)

2 障害者虐待防止に向けた国の施策と動向

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和3年9月末までの間）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し 等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

身体拘束等の適正化の推進

○身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、**減算要件の追加**を行う。

○**訪問系サービス**についても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、**運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設**する。

※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

（運営基準の追加：令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）
減算要件の追加：令和5年4月から適用）

身体拘束等の適正化の推進

《運営基準【一部新設】》

【現行】

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

【見直し後】

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的^①に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備^②すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的^③に実施すること。

《身体拘束廃止未実施減算の取扱い》

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。5単位／日
ただし②から④については、令和5年4月から適用する。
なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

3 障害者虐待の状況

令和元年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
 →平成31年4月1日～令和2年3月31日までの1年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待		使用者による障害者虐待		
		富山県		富山県	(参考)都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	5,758件 (5,331件)	52件 (34件)	2,761件 (2,605件)	16件 (24件)	591件 (641件)	
市区町村等による 虐待判断件数	1,655件 (1,612件)	18件 (8件)	547件 (592件)	2件 (4件)	富山県 25件 (37件)	虐待判断 件数 535件 (541件)
被虐待者数	1,664人 (1,626人)	18人 (8人)	734人 (777人)	12人 (6人)		被虐待者数 771人 (900人)
						11件 (21件)
						11人 (21人)

【調査結果(全体像)】

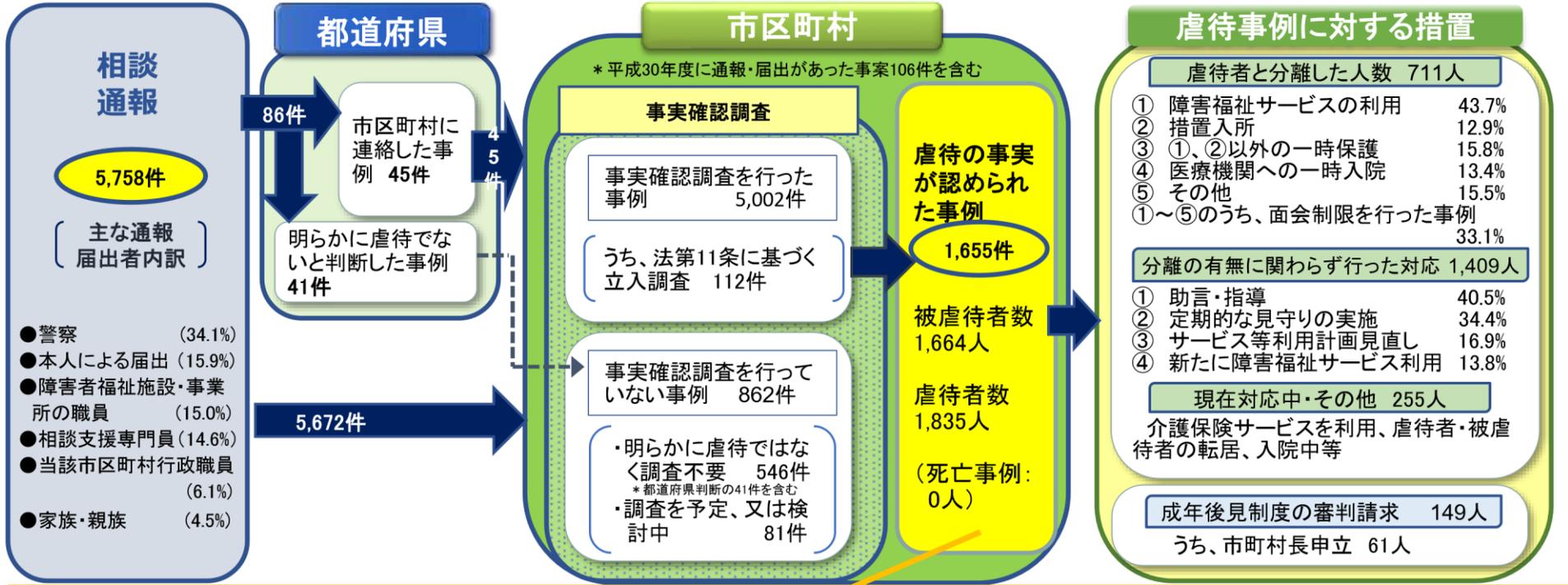
(注1) 上記は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和2年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。

(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

令和元年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,835人)

- 性別 男性(63.6%)、女性(36.3%)
- 年齢 60歳以上(39.3%)、50～59歳(24.7%)、40～49歳(17.8%)
- 続柄 父(26.8%)、母(23.2%)、兄弟(12.9%)、夫(11.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.9%	3.9%	29.5%	15.0%	20.7%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	46.1%
家庭における被害者と虐待者の人間関係	38.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.4%
被害者の介護度や支援度の高さ	21.6%
虐待者の介護疲れ	20.1%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	18.4%

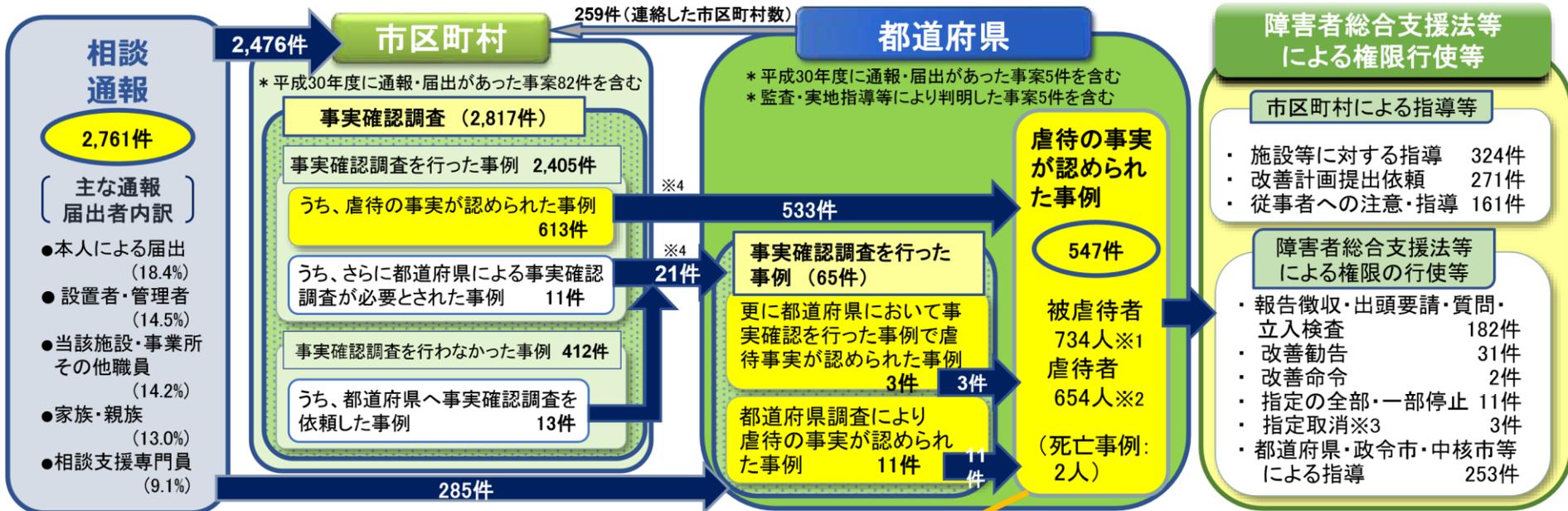
被害者(1,664人)

- 性別 男性(37.7%)、女性(62.3%)
- 年齢 20～29歳(20.9%)、40～49歳(20.4%)、50～59歳(19.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.5%	53.2%	36.4%	3.1%	2.5%

- 障害支援区分のある者 (53.5%)
- 行動障害がある者 (28.4%)
- 虐待者と同居 (83.2%)
- 世帯構成 両親と兄弟姉妹(13.3%)、両親(13.2%)、単身(8.6%)、母・兄弟姉妹(8.5%)、配偶者・子(8.2%)

令和元年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



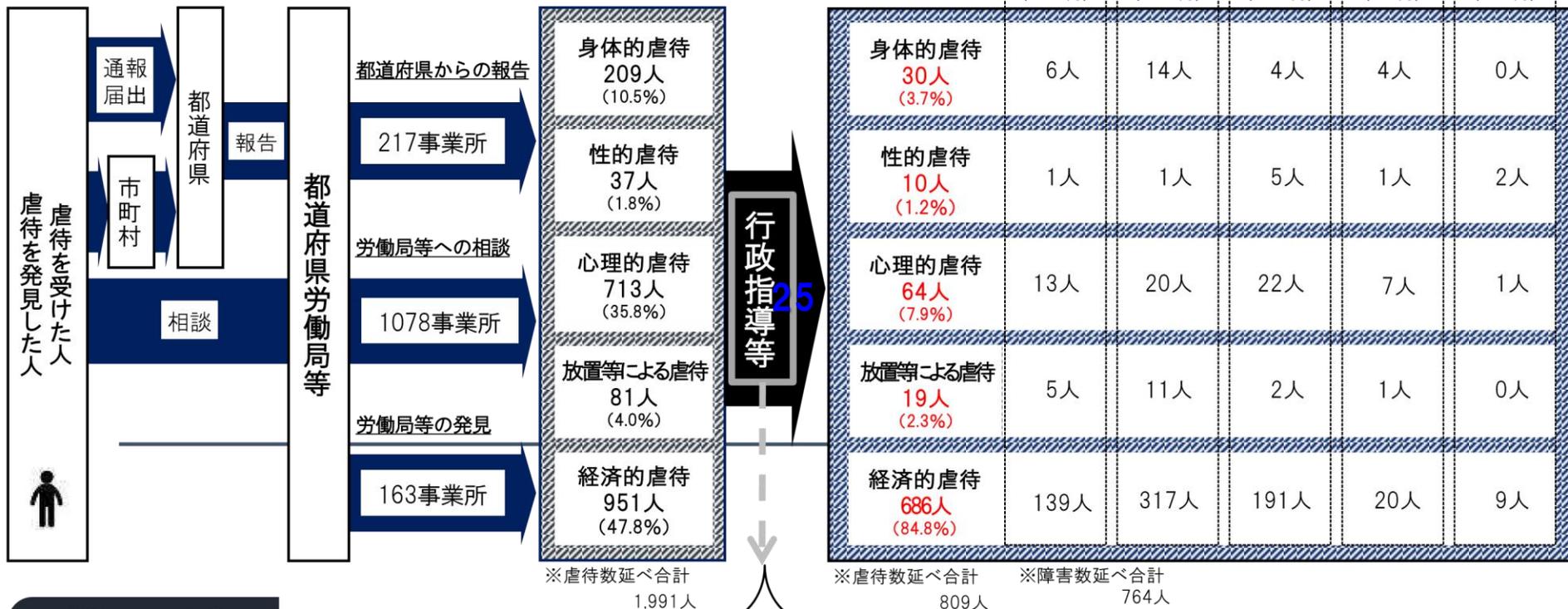
令和元年度における使用者による障害者虐待の状況等

通報・届出

- 通報・届出が寄せられた事業所 **1,458事業所**
- 通報・届出対象の障害者 **1,741人**

虐待が認められた事案

- 虐待が認められた事業所 **535事業所**
- 虐待が認められた障害者 **771人**



労働局での対応

- 労働局で行った措置 **815件**

※ 令和元年度以前に通報・届出が寄せられた事業所を含む。

労働基準監督署	公共職業安定所	労働局 雇用環境・均等部(室)	
労働基準関係法令に基づく指導等(賃金未払等) 723件(88.7%) (うち最低賃金法関係 381件(46.7%))	障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 69件(8.5%) (いじめ、嫌がらせ等)	男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 10件(1.2%) (セクシャルハラスメント等)	個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 13件(1.5%) (その他)

富山県における障害者虐待の状況（令和元年度）

（1）相談・通報件数等

（単位：件）

虐待者の種別	養護者	施設従事者等	使用者	その他	計
相談・通報件数	52(34)	16(24)	25(37)	2(11)	95(106)
虐待の事実が認められた件数	18(8)	2(4)	11(21)	0(0)	31(33)
被虐待者数	18(8)	12(6)	11(21)	0(0)	41(35)

（注）相談・通報件数は、県33件、市町村62件。

（注）使用者による虐待（11件）は、最低賃金の減額特例許可申請の更新がなされていないなどにより、労働局から県に通報があった「経済的虐待」のケース。

（注）（ ）は平成30年度の件数

（2）相談・通報経路

（単位：件）

	本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	市町村行政職員	その他	労働局からの通報	不明（匿名を含む）	計
養護者による虐待	9	2		1	3		14	1	14	4	4			52
施設従事者等による虐待	3	1	1		1		9			1				16
使用者による虐待	2						1					22		25
その他	1		1											2
計	15	3	2	1	4	0	24	1	14	5	4	22	0	95
構成割合	15.8%	3.2%	2.1%	1.1%	4.2%	0.0%	25.3%	1.1%	14.7%	5.3%	4.2%	23.2%	0.0%	—

（注）構成割合は、表1の相談・通報件数計95件に対するもの。

(3) 虐待の種類・類型(重複あり)

(単位:件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待	計
養護者による虐待	16		2	1		19
施設従事者等による虐待	1		1			2
使用者による虐待		1	2	1	7	11
計	17	1	5	2	7	32
構成割合	54.8%	3.2%	16.1%	6.5%	22.6%	—

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた件数31件に対するもの。虐待の事実が認められた件数は、養護者による虐待が18件、障害福祉施設従事者等による虐待が2件、使用者による虐待が11件。

(4) 被虐待者の障害種別(重複あり)

(単位:人)

	身体障害	知的障害	精神障害(発達 障害を除く)	発達障害	その他の心身 機能の障害	不明	計
養護者による虐待	1	8	8	1			18
施設従事者等による虐待	12	10	1				23
使用者による虐待	1	6	3	1			11
計	14	24	12	2	0	0	52
構成割合	34.1%	58.5%	29.3%	4.9%	0%	0%	—

(注)構成割合は、虐待を受けた人数41人に対するもの。

虐待防止に向けた県の取組み

◆ 富山県障害者権利擁護センターの設置（平成24年10月1日）

- ・ 場 所 : 富山県厚生部障害福祉課内
- ・ 業務内容 : 「使用者による虐待」通報・届出の受理、相談、広報啓発、情報収集・提供
市町村への情報提供・助言など
- ・ 受付時間 : 24時間365日対応 ※県内全市町村にも同センターを設置

障害者虐待防止法の施行日

◆ 富山県障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催（広域的な連携体制）

- ・ 目 的 : 虐待防止、被虐待者の保護、自立支援等についての情報共有や協議を行う。
- ・ 構 成 : 障害者団体、サービス事業者、司法、警察、労働、市町村、相談機関、学識経験者

◆ 障害者虐待防止・権利擁護研修会の実施（人材育成）

- ・ 対象者 : 市町村職員、相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業所職員等
- ・ 内 容 : 全体講義、コース別演習
(行政職員・相談支援者向け／事業所職員等向け)

◆ 広報啓発

- ・ リーフレットの作成配布（障害者週間キャンペーン、イベント等）
- ・ 各種研修等での周知



障害者虐待に関する相談窓口

《富山県障害者権利擁護センター》

平成24年10月1日開設

場所：富山市新総曲輪1-7(富山県厚生部障害福祉課内)

TEL：076-444-3959(平日8:30~17:00)

080-8695-3726(平日17:00~翌朝8:30、土日・祝日、年末年始(12/29~1/3))

FAX：076-444-3494

E-mail：ml-shogaikenri@pref.toyama.lg.jp(専用)

24時間365日対応

市町村障害者虐待相談窓口	平日・日中の連絡先	休日・夜間の連絡先
富山市 障害福祉課	076-443-2004	076-443-2004
高岡市 社会福祉課	0766-20-1369	0766-20-1482
魚津市 社会福祉課	0765-23-1005	0765-23-1010
氷見市 福祉介護課	0766-74-8113	0766-74-8100
滑川市 福祉介護課	076-475-2111(内線395)	076-476-9400
黒部市 福祉課	0765-54-2111(内線1134)	0765-54-2111
砺波市 社会福祉課	0763-33-1111(内線122)	0763-33-1111
小矢部市 社会福祉課	0766-67-8601	0766-67-1760
南砺市 福祉課	0763-23-2009	0763-23-2009
射水市 社会福祉課	0766-51-6626	0766-51-6600
舟橋村 生活環境課	076-464-1121(内線24)	076-464-1121
上市町 福祉課	076-472-1111(内線7122・7123)	076-473-2811
立山町 健康福祉課	076-462-9957	076-462-9088
入善町 保険福祉課	0765-72-1100(内線141)	0765-72-1100
朝日町 健康課	0765-83-1100(内線142)	0765-83-1100

ご清聴ありがとうございました

お問合せは
富山県障害福祉課まで
電話 076-444-3211
FAX 076-444-3494